

**第 7 回 庄内南部地区合併協議会
専門小委員会第三小委員会
会 議 録**

期 日：平成 1 6 年 2 月 5 日（木）

場 所：鶴 岡 市 中 央 公 民 館

第 7 回庄内南部地区合併協議会専門小委員会第三小委員会 会議録

日 時 平成 16 年 2 月 5 日 (木) 午後 2 時 30 分 ~

場 所 鶴岡市中央公民館 第 1 研修室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 相違点の調整について

ア 重要事務事業等について

イ 一部事務組合等の取扱いについて

ウ 第三セクターの取扱いについて

(2) 新市まちづくりのビジョン 4 (新市の主要施策) について

(3) その他

4 閉 会

出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	櫛引町議会議長	菅原 元	委 員	鶴岡市・識見を有する者	大瀧 常雄
副委員長	羽黒町議会議長	山口 猛	委 員	藤島町・識見を有する者	富樫 達喜
委 員	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員	羽黒町・識見を有する者	呼野 祝二
委 員	朝日村議会議員	井上 時夫	委 員	三川町・識見を有する者	鈴木 正士
委 員	温海町議会議員	富樫 栄一	委 員	朝日村・識見を有する者	渡部 長和

欠席委員 なし

出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
農林水産部 会	副部会長	鈴木喜一郎	建設部会	副部会長	上林 正利
	副部会長	佐藤 武		都市計画・都市整備・建築分科会長	長谷川政敏
	林業分科会長	安達 文一		都市計画・都市整備・建築副分科会長	安在 順
	水産分科会長	五十嵐正治		土木分科会長	工藤 明
	農業委員会分科会長	小林 順五		上下水道分科会長	後藤 光博
	部会員	山本 益生		上下水道副分科会長	佐藤 八男
	部会員	榎本 久紀		部会員	志田 忠
	農政分科会員	鈴木 誠次		部会員	渡部 賢一
建設部会	部会長	鈴木 勉	部会員	白幡 均	
	副部会長	鈴木 文雄			

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
調査計画主査	土田 宏一	調査計画係長	柳生 晃
調査計画主査	本間 光夫		

1 開 会（午後2時30分）

○土田宏一事務局調査計画主査 それでは、ご案内の時刻2時半になりましたので、ただ今から第7回の第三小委員会を開会いたします。

合併協議会事務局の土田でございます。よろしくお願いいたします。

会議次第により進めさせていただきます。

2 あいさつ

○土田宏一事務局調査計画主査 次第の2、菅原委員長にごあいさつをお願いいたします。

○菅原 元委員長 委員の皆さんにおかれましては、公私ともにお忙しい中を、またきょうは一部委員からは午前中議員定数等検討小委員会、また午後から合併協議会、そして引き続いての専門小委員会ということで、大変ご苦労様でございました。また、事務局の皆さんも大変ご苦労様です。

1月27日にそれぞれ初めての調整項目についていろいろと話し合いされましたけれども、聞くところによりますとこの第三小委員会が一番進んでいるようであります。それで、きょうはこの間の残りの5項目についてそれぞれ皆さんと協議をしたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いまして、簡単でございますけれども、開会に当たってのあいさつといたします。きょうは大変ご苦労様でした。

○土田宏一事務局調査計画主査 ありがとうございます。

引き続き菅原委員長から会議を進めていただきます。

なお、本日の会議はおおむね4時半ごろまでを予定いたしております。

それでは、菅原委員長、よろしくお願いいたします。

3 協 議

○菅原 元委員長 それでは、次第の3、協議に入ります。

協議の前に本日配付された資料と会議の進め方について事務局から説明をしていただきたいと思います。

○土田宏一事務局調査計画主査 事務局より本日の協議に使用する資料の確認と協議の相違点の調整、新市のまちづくりビジョン4新市の主要施策について説明をいたします。

初めに、相違点の調整、事務事業調整協議に使用する資料の確認をいたします。資料のほうは2月2日付けで委員の皆様へ送付いたしました重要事務事業調整表（第2回配付）と重要事務事業調整説明資料（第2回配付）、この二つの資料でございます。今回は、前回の1月27日に引き続き建設部会の五つの事務事業について、重要事務事業調整としてご協議していただくことといたしております。今回は、協議項目が建設部会の五つの事務事業ということから、分科会ごとに説明をさせていただき、その都度ご協議をしていただきたいと思いますと考えております。本日の建設部会の調整協議で、事務局が予定いたしました重要事務事業調整は一通り終了となりますので、事務局選定の26重要事務事業以外の所管事務事業について、調整内容の説明及び協議の必

要の有無についてご協議いただきたいと思います。ご指示により、事務事業の概要について、部会、分科会において説明をいたします。また、協議に使用する資料につきましては、次回以降の専門小委員会に提出するようにいたします。

これと合わせて先ほど法定協議会で説明をいたしました一部事務組合等の取扱い並びに第三セクターの取扱いについて、この第三小委員会の所管する部門をご協議していただくことといたしております。資料のほうは、全体の資料を前もって送付をさせていただいておりますが、この小委員会で協議する部分を抽出いたしました資料は、本日配付をいたしております。

また、前回説明をいたしました協議の経過、意見等をまとめたところの重要事務事業協議状況報告書につきましては、今回の協議分を含め、次回以降の小委員会でご確認をいただきたいというふうに考えております。

次に、相違点の調整、事務事業調整の協議終了後、新市まちづくりビジョン4新市の主要施策についてご協議していただくことといたしております。ビジョンの全体につきましては、先ほどの法定協議会において説明をいたしましたので、このほか第三小委員会では、本日配付の資料、関係する部分について項目の前のひし形のマークですが、こちらのほうを黒く塗りつぶしております。これらの項目を中心にして、柱立てを項目ごとにご協議いただきたいと考えております。

以上で、協議に使用する資料の確認と相違点の調整、新市建設計画、まちづくりビジョン4新市の主要施策についての協議について説明を終わります。

それでは、菅原委員長さん、議事の進行方よろしく願いいたします。

○菅原 元委員長 ただ今事務局から説明がありましたけども、配付の資料と協議項目について皆さんからご質問があればこの際出していただきたいと思います。

特にありませんか。

(1) 相違点の調整について

ア 重要事務事業等について

○菅原 元委員長 それでは、3の(1)相違点の調整についてを議題といたしたいと思います。

初めに、アの重要事務事業等でございますけども、本日予定されました重要事務事業調整は5項目であります。今回は分科会ごとに説明と協議を合わせて行いたいと思います。

初めに、建設部会の都市計画・都市整備・建築分科会から説明をお願いいたします。

○安在 順都市計画・都市整備・建築分科会副分科会長 鶴岡市建築課長の安在と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、様式2の1ページ、071 100市町村営住宅家賃等についてご説明申し上げます。公営住宅の家賃の算定でございますけども、本来入居者の家賃算定を公営住宅法の算定で行っているわけでございますが、その中の算定に用いる利便性係数という係数が各自治体において相違がございます。この決定の方法が同じ条件でも、設備等が同じでも家賃が違ってくるというようなことで、この辺を調整しなければならないということでございます。それで調整内容でございますけども、家賃算定

につきましては、地域の事情やこれまでの状況を考慮しながら鶴岡市の例を基本に新たな基準を定めていくというふうな調整を行っているところでございます。それから、家賃に増が生じた場合は、5年以内で調整を図るというものでございます。

それで、資料のほうの1ページをお願いします。初めに、公営住宅の家賃の算定の方法につきまして若干説明をさせていただきたいと思っております。入居者の本来の家賃につきましては、この四角に囲ってある部分でございますけれども、基礎額というものがありまして、それに立地係数、それから規模係数、そして経年係数、最後に先ほど申しました利便性係数と、こういうものを掛け合わせて算定しております。

家賃の基礎額というのは、国で定めているものでございまして、収入に応じて決められております。の月収入がゼロから12万3,000円までが3万7,100円というふうに決められているということでございます。以下15万3,000円までは4万5,000円。基本的に20万以下の方を対象にしております。20万ですと6万1,400円という基礎額がでございます。

それに としまして市町村立地係数というのがありまして、これが山形県は0.7になっております。

それから、規模係数というのは、70平米を標準としておりますので約2LDK並みでございます。3DKもしくは2LDK並みでございますけれども、これが面積に応じて計算する数字でございます。

それから4番として、経年係数これが一番民間と違うんですけども、毎年家賃が経過とともに下がっていくということです。これはまずどこも変わりはない。

最後の5番の利便性係数、これがそれぞれ異なった係数を用いているということから、統一したものにさせていただきたいと。例えば鶴岡の東部1号棟でございますけれども、鉄筋コンクリートの4階建てでございますけれども、今のような計算の仕方で行きますと、昭和52年に建てたものでございますけれども、この1から5までの係数を掛けますと、0.354という数字になりまして、例えば12万3,000円以下の3万7,100円に0.354を掛けますと1万3,100円とこれが家賃になる。この3万7,100円がすぐにそのままいくんではなくて、これに1から5までの係数を掛けたものということで収入に応じたもの、それから利便性に応じたものという組み合わせで家賃が決められております。

それから3ページをお願いします。これは各市町村がどういう利便性係数を使っているかということで、それぞれの市町村の現況の下段のほうになります。鶴岡市の場合ですとここに書いてありますとおり、固定資産税評価額、それからふる、トイレなど様々なものを組み合わせて平均を出したものを使用しております。それから、鶴岡の下三川町さんにつきましては、おおむね県の要綱をそのまま準用しておりますので、ほぼ鶴岡と似たような係数が出てきております。しかし、その他の町村さんの場合ですと、ある程度固定されたといえますか、数字が載っておりますので、そういうものを使っているものでございますので、この合併に際しましてそれぞればらばらのものを統一したいと。それにつきまして統一する考え方でございますけれども、実は国土交通省より市町村合併に際して公営住宅の家賃の取扱いという通知が来ておりまして、一つはその地域の状況を勘案して利便性係数を定めなさいと。それから、家賃に増が出た場合は負担調整をしてもいいですと。その期間は公営住宅法の改正時の例によるということで、この場合は3年で行うようになっておるところでございます。

1 ページの 2 のほうでございますけども、3 年でやる場合の調整の仕方がここに記載しております。平成 18 年から始まりまして 20 年まで、それぞれ 25% ずつの調整で行いたいと考えております。

以上、基本的には鶴岡市で今行っているやり方を例にしながら、新たな基準をただ今の調整内容で検討したところでございますので、よろしく願い申し上げます。

○菅原 元委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今説明ありました管理番号 071 100 市町村営住宅の家賃等につきまして、皆さんからご質問あるいはご意見等をいただきたいと思っております。

○富樫達喜委員 新しい基準に今現状を当てはめるとどういうことになりますか。例えば今は藤島とか、羽黒とか公営住宅があるわけだ。現状を当てはめるといった場合、どれくらい上がるのか下がるものなのか。

○安在 順都市計画・都市整備・建築分科会副分科会長 現在案として調整を図っている中でございますけども、鶴岡と三川さんはまったく同じなんですけども、ここで朝日村さんが係数 1 ということで記載なっていますので、この辺は下がるかと思ひます、1 割前後下がるのではないかと。それから隣の温海町さんが一番低い係数を使っておりますので、これは逆に 1 割前後上がるんじゃないかと。1 割超えますかどうかわかりませんが、上がると思われまふ。

○菅原 元委員長 よろしいでしょうか。

○富樫達喜委員 藤島の場合は。

○安在 順都市計画・都市整備・建築分科会副分科会長 藤島さんは若干上がるかなと思われまふけども、先ほども申し上げましたように経年係数で下がる分もありますので、見た目にはなかなか出てこないくらいの状況かなと思ひます。

○榎本政規委員 どこかで見たような気がしたんですけども、ちなみに各市町村ごとの市町村営住宅の戸数を教えてください。

○安在 順都市計画・都市整備・建築分科会副分科会長 鶴岡が 632 戸、藤島さんが 39 戸、羽黒町さんが 16 戸に特別公共賃貸住宅というのがありまして、20 万を超える方も入れるというんですけども 7 戸、三川町さんは 28 戸、朝日村さんが 22 戸、それから朝日村さんの特公賃が 4 戸、温海町さんは 128 戸となっております。以上でございます。

○菅原 元委員長 よろしいでしょうか。

○富樫達喜委員 現状はこれが全部満杯になっているものですか。

○安在 順都市計画・都市整備・建築分科会副分科会長 鶴岡市の場合は完全に満杯でございますし、ほかの町村さんもいっぱいのございます。

○榎本政規委員 鶴岡市のことしかわからないものですからあれなんですけども、その他の町村では町村営住宅の建築計画、新設計画、それから改築計画なんていうのはあるところあるんですか、これは現況ですから、将来計画とか。

○安在 順都市計画・都市整備・建築分科会副分科会長 鶴岡では公営住宅のストック総合活用計画というものを策定しております、その中で緊急に建て替えすべき住宅というものでは、青柳住宅も二つほど挙がっておりますし、古いもので大西住宅も2棟ほどありまして、いずれは建て替えしていかなければならない。それから、年次に内部の改装も鶴岡市は4戸ないし8戸やっております。それから外壁改修については東部の住宅でやっておりますが、鶴岡のことだけしか私話できないので、ほかの町村さんの部分については、そういった中での話し合いは聞いておりませんので、私からは鶴岡についてだけ。確かにほかの町村さんにも古いのあります。

○榎本政規委員 ちょっと前回のときに言い忘れたのですけども、こういう施設というのは当然経年経過する上で金属疲労とか、改修計画というのは必要なわけです。水道のときに言わないでしまったのですけども、そういう改修計画等を持たないで合併に入って、合併した後にみんな直せばいいやというのでなくて、やっぱり改修計画があるのであれば、今鶴岡にありましたけども、住宅も各町村ごとにこういう状況で、今現在藤島町ではこういう計画を立てているんだと。それから、すべてそうだと思うんですけども、そういうものが出てこない、じゃ一体合併した後実はこういう改修計画があるんだと、これは相当の金がかかるんだと、旧町村の段階で何も考えてきませんでしたなんていう話では、合併した後にすべて新しいところでみんなやらなければならないというより、今からあるのであれば、例えばこういう改修計画、既存のもので、新規でなくて既存のものでこういう改修計画があって町の段階、市の段階でこういう計画持っていますというものがあるんだと出してもらわないと。その辺まで今の段階がいいのか、今はまだそこまで踏み込んでないよとって、もう少し後でまたそういうのが出てくるのかわかりませんが、そういうのは例えばちょっと終わったことを言って申しわけないけども、水道にしても南部広域水道は広域水道でやっているわけですけども、じゃ温海町さんだけが単独の水道なんだけども、料金の問題とかはここの中にかかってきて、将来的にはこうやっていくということで、じゃ改修計画は一体どうなっているのか温海のこと誰も知りません。そういうのもやっぱりこの分科会なりで全部調査して将来計画を立てていくべきだと思うんです。この住宅もそうですけども、下水道なんかというのは、各町村でみんな進んでいるわけですけども、それ以外の部分のこういう住宅なんかも将来的には経年経過して改修しなければならないのだという部分がある程度後で出してもらわないと、一体どのくらいかかるんだということまで。財政シミュレーションはこれからするということですけども...

○富樫達喜委員 当然先ほどの資料の中でも平成27年にはあれだけ世帯数が増えるだ

ろうという予測の数字まで出ている中で、当然公営住宅なんていうことは、その構想というのは大きく浮上してくるだろうと思うし、そこら辺まで見据えたものなのかどうなのを含めてやる必要があるだろうと。

○菅原 元委員長 今のことにつきましてどうでしょうか。

○安在 順都市計画・都市整備・建築分科会副分科会長 先ほどもお話ししましたが、鶴岡市の場合ですと住宅マスタープランというものを策定しまして、その後公営住宅のそういった改修についての計画は立てております。今回の合併の中にも項目としてあります071 101でございますけども、営繕なり修繕なりの計画でございますけども、今のお話の内容につきましては、非常につたない資料で全体のいろんな調査を行いまして、マスタープランにおきましては特に地域の特性なり、調査しなければなりませんし、それから住宅のストック活用につきましては、それぞれの住宅の個別の調査もしなければならぬということで、合併後3年をめどにそういった調査をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○菅原 元委員長 この住宅の改修計画につきましては、鶴岡市さんでは今のところ描いているようですけども、それ以外の町村の場合、今説明ございませんので、このこともやはりきちっと計画を立てて調整をしていかなければならないというふうに思います。

○富樫栄一委員 ただ、今合併したと仮定して、鶴岡市が住宅を増設した場合、温海の住民は利便性から考えれば同じ家賃であれば、鶴岡に住みたいとなることも考えられるでしょう。そうなった場合、ますます旧町村というのは過疎が進むのではないですか。例えば温海にも今まで法務省の出張所あったんだけど、今は鶴岡に来たもんですから、わざわざ来なくちゃならない。そんなようなことありますと、同じ市なんですから入る権利があるということでますます地方が過疎になっていく可能性は考えられませんか。

○安在 順都市計画・都市整備・建築分科会副分科会長 少し説明不足のところもございましたけども、今の鶴岡市の区域と、それからその他の町村さんの区域、やはりその間にも一定の格差をつけながら家賃は決める予定にしております。これは、県のほうでもそういうふうなやり方ございまして、県の表し方ですと、郡部については何々とするというような言い方になっておりまして、それに倣いながら今回家賃についてもそういった考え方で調整していくことを考えております。

○菅原 元委員長 よろしいでしょうか。

○富樫栄一委員 温海は空いているから鶴岡の人入るかということ、安くたって入らないでしょう。やはり温海の方は高くてもいいから入りたい。温海で空家余っているから安いから入る人いるかと。それ考えた場合、これは不公平というのはどこまでも平行線たどっていくのではないかな。井上委員さんどうですか。

○井上時夫委員 公営だからそういう意見に賛成なんだけど、民間ならやっぱり高いところは低くなるわけだ。

○榎本政規委員 利便性のところの数値が変わってくるということなんですか。鶴岡を基準にしていったら。

○安在 順都市計画・都市整備・建築分科会副分科会長 利便性のところにもう一つ地域差をつけるということです。

○富樫達喜委員 この利便性というのは、何を基準にして大体決めているのか。

○安在 順都市計画・都市整備・建築分科会副分科会長 先ほどの資料をもう一度ご覧いただいて、3ページの鶴岡のところを見ていただくと、一つは固定資産税の評価、それからこの内部の設備、そしてそのほかに先ほど申しました地域別、いわゆる鶴岡と鶴岡以外というふうに考えています。そういったものの考え方をしていくことにしたいということです。

○富樫達喜委員 我々がぱっと考える利便性とちょっと違うな。

○榎本政規委員 前この公営住宅の家賃の改定るとき話になった近隣にスーパーがあるとか、もっといろんなものが入っていたような気がしたんですけど、この利便性決めるときに。固定資産税決めるときの路線価みたいな数字もこの利便性決めるときは入ってくるなんていうのはないんですか。

○安在 順都市計画・都市整備・建築分科会副分科会長 そういった細かいところまででなくて、固定資産税の評価がございまして。ここにはそういったものはもろもろ入ってきているわけです。そこでひとつ評価をしまして、それと内部の水洗化とか給湯設備とか、そういったものです。

○富樫栄一委員 今評価という言葉が出ていますが、この評価も合併したら平等な評価をしていただきたいなと思います。例えば評価は、温海温泉の場合物すごく高いです。鶴岡の郡部のほうがずっと安いんです。だから、温海の住民は高くて困る。そういうことがあるものですから、湯田川、湯野浜、温海温泉とあるわけですけども、この辺のところを考え合わせながら、やはり年間の客数これらもかみ合わせて評価をしていただきたい。

○菅原 元委員長 ほかにございませんか。

○鈴木正士委員 富樫さん言われたようなことだと思うのですが、やっぱり就労の場所によって動くような感じするんです。例えば三川の場合で今バイパスできました。私のほうの小さい集落ですけども、アパートが小さいのが3棟建って満杯です。なぜ

あんなところで満杯かと、一つのジャスコ来ただけでなるということないだろうとよく入っている人から聞くと、鶴岡と酒田と勤めが大体中間なものですから、奥さんとだんなさんと別だということで、そういうことで借りている人があるようです。ですから、いかに鶴岡地域だけが工業団地するのではなくして、そういう地域的なことを考えながらの工場の立地なり、いろんなものをしないと、集約して鶴岡だけになってしまうということは過疎になりはしないかと、その辺は十分気をつけながらこれからの工場立地なり、よく考えていったらなと思います。

○**富樫栄一委員** 三川さんなんか地元には利便性というものがあるから、行く人がいるということになるのでしょうか。その辺のことをやっぱり...

○**鈴木 勉建設部会長** 建設部会の部会長ですけども、先ほど家賃の関係、当然出てくるわけでございますけども、この利便性係数というのは、必ずしも全市統一することではなくて、統一するのは基準でありまして、基準ですから幅があります。極端にいいますと、温海の場合は高くなる場合もありますし、安くなる場合もあるということで、先ほど話題になりました過疎になるのではないかというようなことは、市営住宅を建てた場合、それが元になってほかの地区に行ったというようなことはないような配慮は、当然市営住宅をつくる場合は大きな課題になるかと考えておりますので、その点をご心配されるのは当然かと思っておりますけども、それがいいような配慮は行いたいと思います。先ほどの説明の中では、統一した基準ということでございますけども、同一価格ということではありません。基準の幅がありますから、その基準によりましては、高くなる所安くなる所というような幅が出てきますから、ある程度地域によつての差が出てくる、不公平さが出てくるのではないかと考えておりますので、先ほどのご心配の点は今後改良するなり、係数等基準を変えるなどいたしまして、過疎になるような、住宅をつくってかえって弊害が出るようなことのないようには配慮したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○**菅原 元委員長** ほかにございませんでしょうか。

(「なし。」という声あり)

○**菅原 元委員長** それでは、今委員の皆さんからそれぞれご意見等がありましたけども、それらも考慮していただきながら、今回調整内容にありますように、この家賃の算定につきましては、まずは鶴岡市の例を基本にしながら、新たな基準を定めるということで、このような調整内容でよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**菅原 元委員長** どうもありがとうございました。
それでは、次に土木分科会の説明をお願いします。

○**工藤 明土木分科会長** 土木分科会長の鶴岡市土木課長工藤でございます。よろしく

お願いを申し上げます。

私からは、お配りしております様式2の2ページでございますけども、除雪計画並びに市町村道の認定基準及び認定、廃止事務の2件についてご説明をさせていただきます。

072 098 除雪計画でございます。各市町村とも同様に実施しておる事務事業でありまして、多少の違いはございますが、特に調整は必要ないという状況でございます。調整内容のところには、各市町村の除雪計画を現行のとおり新市に引き継ぎまして、当面従来どおり行っていくということで、調整時期についても当面従来どおりということでございます。

この資料は、4ページをお開きいただきたいというふうに思います。4ページにおきましては、各市町村の除雪計画の概要等を記載してございますけども、これにつきましては、各市町村とも除雪計画を持っておるわけでございますけども、各市町村で管理しております市町村道等につきまして、除雪路線に選定をいたしまして、除雪並びに防雪柵の設置、それから凍結防止剤散布など、もろもろの除雪に関連いたしません事業を行いまして、住民の皆さんの冬期の交通確保を図っているという状況でございます。細部について見ましても、実施方法におきましては、直営でやっておったり業者委託であったり多少の違いはございますけども、出勤基準でもおおむね10センチの降雪というような状況の中で取り組んでおるということでございますので、そんなことも含めまして、当面従来どおり行っていききたいということで考えておるところでございます。

次に、また前の2ページのほうの資料に戻っていただきまして、072 126 市町村道認定基準及び認定、廃止事務でございますけども、各市町村の認定基準に違いがあるわけでございますけども、それにつきましては、認定基準の調整が今後必要となってくるものでございます。調整内容でございますけども、新市の認定基準の策定に当たりましては、鶴岡市の例を基本に新たな基準を定めるということで、3年以内でという経過措置を設けておるものでございます。

資料のほうでは5ページでございます。7市町村の状況について書いてございますけども、この中で一番相違点がございましては、右のほうにも内容等をコメント書いてございますけども、中段付近から主な相違点は、基準幅員と家屋の連担率が挙げられます。そんなことから新たな基準の策定に当たりましては、鶴岡市の例を基本に3年以内に調整を図るものでございます。ここに基準幅員、鶴岡市の場合6メートル以上と、それから藤島町さんから始まって5メートル以上、それから三川町さん4メートル以上というようなことございます。それから、家屋の連担率では、鶴岡市がおおむね5分の1程度、あとほかの町村さんでは規定がないという状況がございまして、こんなことで調整におきましては、鶴岡市の例を基本にということで新たな段階で設定をしたいということで調整をしているものでございます。

以上2件についてご説明申し上げました。以上でございます。

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今説明がありましたけれども、管理番号072 098 除雪計画につきまして、皆さんからご意見、ご質問等をいただきたいと思っております。

○呼野祝二委員 この計画については、新市に引き継ぐというふうにありますけれども、現在毎日のように除雪やっているわけですが、それぞれの市町村において人を雇用して除雪作業に当たっているわけですが、先ほどの第三セクターじゃありませんけれども、やっぱり何か今後の構想としては、本部施設を置いて、各市町村のその辺の従業員の人事管理まですべて新市で引き継ぐという、その辺のところまで話はどうか、いわゆる除雪隊員の組織的な構想なんかも考えておるんですか。

○工藤 明土木分科会長 全体的な組織云々の話はちょっと私の段階ではお答えできかねますけれども、除雪におきましては従来市町村単位でそれなりの考えがあり、直営でやっておったり業者委託でやっておったりしているわけでございますし、当然降雪の状況においても違います。そんなことで従来の市町村の枠の中でやはり除雪については考えていくべきであろうというようなことから、当面従来どおりというふうにまとめたものでございますし、例として鶴岡市の現状を若干お話させていただきますと、従来からの旧町村単位をエリアといたしまして、降雪等の状況も違います。そんなことで除雪においては取り組んでおるという例もございまして、大幅に変えるということは非常に難しいものがあるのではないかとということもございまして、新市に引き継いで当面従来どおりやりながら、その中で改善すべきところは改善をしていくべきだろうというふうなことでまとめたものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○呼野祝二委員 当面従来どおりというふうにここにあるものですから、例えば経過措置で5年以内とか、5年超とかという何かその辺のあれもあるのかなと思ったものですから。ということは従業員を束ねるような一つの本部的な組織は、将来とも考えないということでもいいですか、従来どおりということは。

○工藤 明土木分科会長 今そういう具体的に本部をつくるのかどうかという議論をやっているものではございませんので、事務事業としては今の遂行している形で進めていく。組織的なものについては議論してございませんので、そんなことでご理解いただければと思います。

○鈴木正士委員 除雪そのものは、今説明したとおり地域差がありますからいいんでしょうけれども、機材の購入とかいろんなものが出るわけですが、そういうものは当面各市町村、旧の単位で更新なんてやるんですか、それとも上で調整するということは。

○富樫達喜委員 あと関連で、例えば業者委託する場合、入札等も含まれることになるのか、その辺も。

○工藤 明土木分科会長 今ご質問のそういう細かい部分まですべて詰めてはおりません。ただやり方については、当面従来どおりのやり方でやっていかないと、各市町村とも特殊というか、いろいろなご事情もあろうと思いますし、それでスタートをしていくと。その中で直すべきところは直さなければならぬと思いますし、それは段階

的にやっていきましょうということでございます。

○井上時夫委員 従来どおりということでありますので、一安心しているわけですが、今言われたように業者委託している、うちのほうは1億を超えるほど除雪費使っているし、委託しているもんだから、今の朝日村の村内の業者を使っているわけだ。かなりの冬の仕事の金額ですので、その辺も一緒になってからも、どこもみんな同じだけでも、その旧自治体の範囲内の業者を使ってもらえばそこそこでいいと思いますので、その辺も一つになって大きくなったところでどんとするのでなく、配慮してもらいたいと思います。

○工藤 明土木分科会長 先ほどの機材の話もそうですし、それと今のお話もそうなんですけども、すべて市町村が所有している機械で間に合うということはず不可能でございます。民間の機械の借り上げは当然出てまいります。例えば鶴岡市の例を出しますと、施設も含めて100台強の台数で毎朝やっておりますけども、市の所有は1割程度のものでございますので、そんなことから逆に鶴岡市以外の現在の近隣の町村さんの業者さんからも応援をいただいてやっている状況でございますので、民間の機械のほうに逆が多くなるという理解をしていただいたほうがわかりやすいのかなと思いますし、そんなことでお答えになるような感じがいたします。

○菅原 元委員長 ほかにございませんでしょうか。

○渡部長和委員 ちょっと聞きたいんですけども、現状で直営でやっている市町村の職員の数はどのくらいいるかわかりますか。

○工藤 明土木分科会長 確か櫛引さんが直営が主で、朝日さんもそうでしたか、というような形であったというふうに記憶しております。

○菅原 元委員長 オペレーターの数という話ですが。

○工藤 明土木分科会長 人数ですか、それまでちょっと把握してございませんですけども、ただ直営といっても、職員というもので運転しているような状況にはないようでございます。冬期間だけの雇用という直営のようでございます。町村の機械にそのシーズンだけ、例えば11月から3月まで臨時に来ていただいて、直営作業をしているという状況なようでございます。

○渡部長和委員 民間だと待機というのはないということで、保障されていないものだから、直営だとある程度その辺は保障されている。

○菅原 元委員長 季節雇用の場合の、例えば待機の場合の関係で今質問あったんですけども、季節雇用で何か月間雇用しますよというけども、例えば雪が降らなくて待機している場合がその辺の...

○**工藤 明土木分科会長** 今ちょっと聞きましたけども、日々雇用でございますので、待機云々というのは、逆にないときは何か…。

○**菅原 元委員長** それでは、櫛引の渡部課長来ていますので、そちらから。

○**渡部賢一建設部会員** 私どもの町は町道131キロメートルありますが、そのうち約80%近くを除雪路線として計画しております。機械は町所有機械18台、それでオペレーター19名、12月15日から3月15日まで3か月間の雇用で、日当単価につきましてはそれぞれの経験によって違いもありますが、きょうみたいな雪が10センチ以上降ったと予想される場合については出勤すると。完全に朝3時、4時の段階で出勤の必要はないと言われたときには、待機ということになります。そのときの待機の費用は日額の60%支給しているというふうになっております。

○**富樫栄一委員** 温海の場合は、それぞれ山間部地帯もあります。それで管轄を決めておいて、何センチ以上だったら出てください。そういうことで、キロ数とその業者によって決まっています、路線が。それで海岸線は比較的工作がないのだけでも、山間部のほうはけっこう雪も多くあって喜んでます。それらの関係で、ちゃんと1社なら1社のキロ数を決めている。そんなようなことでやっています。

○**菅原 元委員長** それでは、この管理番号072 098の除雪計画につきましては、これまでの各市町村の除雪計画を現行どおり新市に引き継ぐという調整内容になっておりますので、これではよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**菅原 元委員長** それでは、次に管理番号072 126市町村道認定基準及び認定、廃止事務のことについて、皆さんからご質問あるいはご意見等いただきたいと思ます。

○**富樫達喜委員** 家屋の連担率がちょっと理解できないんです。これについて説明をお願いします。

○**工藤 明土木分科会長** 家屋の連担率というご質問でございますけども、宅地開発等で新しく道路ができました場合、鶴岡市の例でございますのでちょっとお聞きしていただきたいんですけども、できただけでは実は認定しておりません、すぐは。市道は6メートルと言っていますから、多分幅員はクリアすると思うんです。ただ家屋が建たないうちに市道としての認定はしていかない。その道路に面するところの戸数がおおよそ5分の1程度と。ですから、5軒が建つくらいのところであれば1戸、そういう意味であります。そんなことをご理解いただければありがたいと思ます。

○**富樫達喜委員** ありがとうございます。

○菅原 元委員長 ほかにございませんでしょうか。

○井上時夫委員 今村道に認定になっているわけだ。それでも、3年以内に鶴岡市さんの認定基準にすると、幅員が狭くてもしてもらわれるのか。

もう一つは、砂利道がいっぱいあるのだ。舗装道路はどの辺から舗装の基準、私のほうはまだいろいろ山道といえいいか、言い方悪いかもしれないけども、必要性、鶴岡市さんから見れば人口も少ないし通る人も少ないわけだ。その辺の舗装する基準なんかはどんなものか。

○工藤 明土木分科会長 それでは、前段のほうは資料の5ページの調整内容の最初の段のほうに、現在の市町村道はすべて新市に引き継がれるということで書いてございます。現在市町村道であれば、そのまま新市に引き継ぐということになっております。

舗装のことでございますけども、市町村道の中で砂利道がまだあると思います。前の資料でいっても、確か大分前に最初のところでお配りしている資料でいきますと、7市町村の平均で舗装率が88.1%という状況でございます。まだまだ12%、中には70%というところもございますので、そのものについて舗装化はどうかというご質問なのかなと思いますけども、それについては事務事業の中で事業のほうにございます。その中で具体的に今後どう取り組んでいくかというものを考えていくということになるかと思います。どういうものが舗装になるのか云々というものにつきましては、また新市の新しい事業を組んでいく段階で決めるという、この場でちょっと言うわけにはいかないのかなと思いますので、そんなことでご了解いただければありがたいと思います。

○菅原 元委員長 新たな基準の策定は、例えば鶴岡市の例とするとした場合に、まず6メートル以上ということになるんですか。

○工藤 明土木分科会長 鶴岡市の場合が6メートル以上で今やってきておりますので、非常に困るのは、これを緩めた場合また鶴岡市で対象路線が多分増えると思います。そんなこともございまして、6メートルを緩めるのはいかなものかということ今思っておりますけれども。

(何事か言う声あり)

○菅原 元委員長 その辺ちょっと鶴岡市の例とするということに調整内容となっておりますので、その点皆さんからご意見等をいただきたいと思います。

○大瀧常雄委員 ただ、これ今までのものはすべて引き継がれるということなんでしよう。そうすると、これから認定して新しくつくるとなると、それは今言ったように鶴岡市が6メートルであれば、新しくする場合は6メートルにならなければだめだという、そういう枠がきちっとないと、これはやっぱりうまくないと思う。

○榎本政規委員 今大瀧委員が言われるとおりで、これから例えば今の旧の1市5町1

村で、行政がつくる道路は6メートル以上でなければ新設工事をしないというような形にしていかないと、4メートルだったら農道とか、作業道という扱いはできるわけですから、市道とかにはしなくても。例えば鶴岡が6メートル以下にして、市道を4メートルでもいいという形になると、宅地開発したところで大変なことが起きてくるということがあるもんですから、これは宅地開発でやっているところは、藤島町さんもそうだと思いますけども、4メートルでつくると...

○**富樫達喜委員** 新設の場合はわかるんだけど、改良の場合はどういう理解すればいいのか。例えば現状町道だと、ただこれいくら改良しても、6メートル取るのはやっぱり不可能だと、家屋移転とか、いろいろかかってくるんだという場合、5メートルでもいいのか、現状が町道だから、その辺。

○**工藤 明土木分科会長** それは、現状が町道であるわけですので、その時点で費用対効果とかもろもろのことを考えながら5メートルでもやむを得ないとなれば、それは対応していくことに...

○**富樫達喜委員** そういうことであれば問題ないです。

○**鈴木正士委員** それを認めたらその後のもの大変なものが出てきはしないかということ、つまり6メートルありませんから砂利道舗装しませんよなんて、そういう可能性も将来的にはですよ、ここでは決めませんが、ありはしないかということ言われたら、やっぱり...

○**榎本政規委員** でも、現在市町村道になっているところはいいわけですから、そういうことは...

○**菅原 元委員長** 委員長が質問するのおかしいんですけども、例えば今生活道としてこれはすごく利便性があると、農道でも町村では町道に格上げをして、5メートルという要望が非常にあるわけです。この道路はまず農道だけでも、町道に格上げをして何とか改良してくださいという住民からの要望があって、そうする場合があります。そうすると、6メートルなければだめだということになると、非常に住民サービスというのにおかしいけども、そういうものなかなか改良は難しくなってくるんじゃないですか。

○**工藤 明土木分科会長** 今委員長さんおっしゃったのは、当該市町村が事業をやる上でという前提があるんです。事業をやる上での認定はあり得ます。本市の場合でも、基準はこのようになっていますけども、市が事業をやるのと同時に事業費も予算化した時点で市道認定をしながら事業を行っているという状況もありますので、その辺は同時というようなことになるかと、事業が前提です。幅員は先ほどのお話のとおり事業効果等もございますので、その時点で多分5メートルというのは構造令による最小幅員が5メートルというのがありますから、その辺の取扱いになると思いますけども、事業が前提となるとそういうものも出てくるのかなとは思いますが。

○菅原 元委員長 ほかにご質問ございませんか。

○呼野祝二委員 この標題の意味をちょっと説明いただけませんか。この認定基準及び認定はいいんですけども、廃止というのはどういう内容を持っているんですか。

○工藤 明土木分科会長 この事務事業が認定及び廃止となったことにつきましては、廃止する路線もたまに出ます。そんなことで事務事業名としては、認定、廃止という事務事業名になっているということでご理解いただければよろしいのかなと。多分市道の認定について、路線が重複したりしますと、廃止をするということもございませう。そんなことで、事務事業名が一緒になっているということでご理解いただければありがたいと思います。

○呼野祝二委員 各町村の認定基準を廃止するとかという、そんな感じに捉えたものですから、わかりました。

○工藤 明土木分科会長 そういう意味ではございません。

○菅原 元委員長 今町道に認定なっていれば、市の道路と認定すると。そうすると、ここ17年の間に駆け込み認定であそこもしたい、ここもしたいとばんばんと出てくる可能性が町村ではあるのでないかなというふうな感じがするのだけでも、そこはどうですか。

○工藤 明土木分科会長 非常に答えにくいわけですが、それは非常にお答えには苦慮いたしますけども、それは皆様のご良識の範囲かなと思います。

○富樫栄一委員 例えば今まで私道のやつを町道に認定してもらおうというとき、地権者に対する町の反応はこちらは買い上げしませんと、寄附してくださいと、そうすれば認定しますというのが温海の方式なんです。今認定と廃止あったけども、利便性を考えて同じ路線でも迂回路できた、旧道を廃止するというようなことで廃止の例があります。ただ温海の場合は、私道を認定してくださいというときは、寄附という形を取っています。財政困難なもんだから、土地を買えない。そういう土地がいっぱいあったものだから、幅は決めないと、だから狭い、消防車も入れない町道があります。

○菅原 元委員長 山口委員さん、何かありませんか。

○山口 猛委員 別にありません。

○菅原 元委員長 それでは、この072 126の市町村道認定基準及び認定、廃止事務につきましては、調整内容につきまして、当局から提案ありましたことについてこのようにしてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○菅原 元委員長 それでは、次に上下水道分科会から説明をお願いいたします。

○後藤光博上下水道分科会長 鶴岡市下水道課長の後藤でございます。

様式2の3ページ、管理番号073 198、073 257、公共下水道と集落排水の料金の決定事務についてご説明申し上げます。これは同じ項目なものですから、一本で説明をさせていただきます。

資料の7ページをご覧くださいと思います。上のほうの表が現在の各自治体の料金体系でございます。藤島町が公共下水道と農業集落排水で別々の料金設定をいたしておりますので、全部で8種類の料金体系がございます。基本料金も5立方メートルまでとか、8立方メートルまで、10立方メートルまで、様々でございますし、それから鶴岡の一般用のように累進制を採っているところもございます。それから、採っていないところもございます。また、用途区分につきましても、湯屋用とか、業務用、団体用、温泉用など様々でございます。7ページの下表ですが、7市町村使用料比較という表でございますけれども、一般用の黒く網かけになっている部分を見ていただきたいのですが、例えば20立方メートルの水を使用したときに、一番安い羽黒町さんが2,230円、それから一番高い温海町さんが3,465円、20立方メートルを使っても1,235円の差がございます。30立方メートルを使いますと、同じく羽黒町さんが一番安くて3,600円、温海町さんが一番高くて5,145円、その差が1,545円あります。このように町によりまして相当の料金格差がございます。

続きまして、資料の8ページをご覧くださいと思います。上のほうの表は平成14年度の各市町村の決算から取った数字でございます。上のほうの、総経費は、14年度に下水道事業、これは公共と集落排水の合計でございますけれども、その事業に要した総額でございます。は使用料収入ということで、14年度1年間での使用料の総収入でございます。の一般会計繰入金、これは総経費に対して使用料が上がらないということで、一般会計から繰り入れをしていただいているお金でございます。

マイナスがです。次のの基準内繰り入れでございますけれども、これは最初からこの分については一般会計で負担しなさいと決められているものがございまして、それらの合計額でございます。例えば雨水に関する費用とか、それに使った事業費とか、それから水質規制の事務費とか、そういったものについては、あらかじめ一般経費で負担しなさいというふうに決められておりますので、それで基準内の繰り入れというような言い方をしております。の基準外繰り入れ、これが本来は使用料金で回収しなさいと言われているお金ですけれども、実際にはこの分を回収しようとするすと、料金が非常に高くなるということもございまして、回収できずに一般会計から繰り入れをしてもらっている、そういうお金でございます。それから、の使用料対象経費でございますけれども、これは総費用から基準内の繰り入れ、これは最初から一般会計で持ちなさいと言われているお金ですので、その分を引いたものでございます。ですから、この分がすべて回収できればいいということになります。はこれのどのぐらいが使用料で回収できているかという割合を取ったものでございますが、これが100になっていれば文句のつけどころのない経営状態ということになります。に

つきましては、1年間の有収水量でございます。鶴岡が820万トン、藤島町さんが65万2,000トンというような料金の対象になった水量でございます。それから、各町の使用料の実態比較ということで、先ほどの7ページの表で使用料の体系をご覧いただきましたけれども、各町がばらばらなものですから、単純に比較できませんでした。それで、有収水量で使用料収入を割ったお金、負担割合、負担がどのぐらいになっているかということを示したものです。これを見ますと、200.6の鶴岡が一番高い、1立米当たり200.6円の負担をしているということになります。一番安いのが三川町さんで1立米当たり町民の方は116.3円の負担をしているということになります。鶴岡と三川では、1.72倍の負担の格差がございます。

8ページの下表ですが、使用料収入の維持管理費及び資本費算入状況ということでございますけれども、これが使用料でどのぐらい賄えているのかというものを示したものでございます。これを見ますと、現在の料金設定では、例えば処理場とか、そういったところの維持管理費も出ていない事業体が多いということがわかります。全体的に下水道事業は、一般会計から多額の繰り入れをしてもらいながら、ようやく事業を進めているのが現状でございます。今後こういうふうに財政事情が非常に悪くなる中で、いつまでどのぐらいの繰り入れが許されるのかというのが今後の下水道事業を進めていく上での非常に大きな問題でございます。こういうような状況の中で、この使用料金をどのように調整していくのかということになりますけれども、事務の簡素化、それから効率化を考えれば、将来的には一つの料金体系、それから一つの用途区分とするのがいいのではないかと考えております。ただ、これだけの料金格差がございますので、短期間で調整するというわけにはまいらない、5年を超すであろうというふうに思います。それから、調整に当たりましては、維持管理費100%を出すというのはもちろんでございますけれども、この8ページの下表にございます資本費、この算入率をどのぐらいにしていくのかというような検討もしながら、そして今後どういうふうな整備計画を持っていくのかということも新たに策定いたしまして、新市において調整をしていかなければならないと考えております。期間は、大体5年を超してしまうというふうに考えております。

以上でございます。

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

それでは、管理番号073 198、073 257の公共、集落両下水道の使用料の決定事務について皆さんからご質問、ご意見等をいただきたいと思っております。

○榎本政規委員 確か藤島町さんは、これから流域下水も入ってくる、今まだ流域下水は使っていないですね、最上川流域。あれの使用料などはこれからどうなるんですか。

○後藤光博上下水道分科会長 藤島町さんと三川町さんは、現在流域下水道のほうに流しております。これがこの料金設定になっております。

○榎本政規委員 三川町さんと藤島町さんの公共というのは、流域下水道のことですか。

○後藤光博上下水道分科会長 はい。ただその中で料金設定は一応全市同じにしたいと

いうふうに考えております。

○**榎本政規委員** これもこの前からずっと思ってきたんですけども、こういう施設というのは必ず経年経過したら老朽化していくという、その維持管理とか、それから一説によると、これ全部で五十何ぼの終末処理場があるはずなので、その辺の維持管理あるいは改修等々について、年次計画みたいもの、将来計画を立てていくべきだと思うんですけども、事業をやりながらそういうものもやっていかなければならないということはどう考えていますか。

○**後藤光博上下水道分科会長** 一応この合併に際しまして、各町の整備計画、それから維持管理計画、そういったものについては、数字をすべて上げていただいております。近々改修に入らなきゃいけないというのは、今鶴岡市が公共下水道の終末処理場大体終わりました。あと羽黒町さんの集落排水のほうが少し機械等の改修が出てくるのかなという感じがします。その辺の数字についてはすべて計画を各町から上げていただいております。

○**榎本政規委員** 鶴岡は公共も、それから農集は2か所しかないわけですけども、維持管理は業者委託しているわけですけども、町村の終末処理場の管理運営についてはどう考えていますか。

○**後藤光博上下水道分科会長** 農集と公共下水道合わせまして、この7市町村で48か所の終末処理場ができています。それから260か所ぐらいのマンホールポンプ場が出てまいります。鶴岡の場合は、一応終末処理場のほうにデータをすべて送って、そこで故障の表示とかやっておりますけれども、各市町村の処理場を全部浄化センターに送るということになると、機械的にもちょっと狭いということもございまして、当面は今までと同じ形態で維持管理をしていただくということで考えております。各町で各々業者さんに委託をしまして、現在維持管理をさせているようですので、それはそのまま継続していきたいというふうに考えております。

○**富樫達喜委員** 現在の普及率はどんな状況になっているのですか。

○**後藤光博上下水道分科会長** 普及率は、公共下水道、集落排水、それから合併処理浄化槽含めまして、鶴岡市が74.4%、それから藤島町さんが81.3%、羽黒町が89.4%、櫛引町が98.1%、それから三川町が99.8%、朝日村が77.2%、温海町が56.1%ということで、三川町さんが完了というような格好になっております。櫛引町も完了です。

○**菅原 元委員長** 一つだけいいですか。鶴岡市さんがまだ様々な関係で遅れているわけですけども、例えば終末処理場の関係で、新市になった場合に櫛引の公共下水道の終末処理場に鶴岡市の現在のエリアからも活用するという、そういう想定は考えてもいいのですか。

○**後藤光博上下水道分科会長** 各市町村別に今エリアマップということで、どうやって処理するかというのをつくってありますけども、私どものほうでも一部櫛引町さんに流したほうが近いという集落がございますので、それらにつきましてはもう一遍合併した段階でエリアマップの全部の見直しをしたいというふうに考えております。ですから、三川町に流すとか、そういうことが出てくると思います。

○**菅原 元委員長** ほかにありませんか。

(「なし。」という声あり)

○**菅原 元委員長** それでは、管理番号073 198 公共下水道使用料の決定事務及び管理番号073 257 集落排水使用料の決定事務につきましては、分科会の調整案どおりとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**菅原 元委員長** どうもありがとうございました。

それでは、この第三小委員会での重要事務事業26項目の協議につきましては以上で終了しましたが、先ほど説明ありましたように、調整内容あるいは説明、協議の中で、皆様からこれはというものがあればここでご意見等出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**榎本政規委員** 先ほども言いましたけども、施設を持っているやつというのは、必ず金属疲労を起こしていくわけで、必ず合併前までに将来の改修計画というのを持った形でいかないと、合併後に改修計画を考えるとというんじゃなくて、各市町村でいろんな施設を持っていて、今考えている改修計画があるんだったら、それをちゃんと考えて入っていただきたいというふうに思います。それでないと、後でから実はこれ前々から旧の市町村の段階で考えていたのだと言われると大変じゃないのかなと思いますので。

○**菅原 元委員長** それでは、そのように公営住宅等の....

○**榎本政規委員** 住宅だけでなく、水道もそうだと思うし....

○**菅原 元委員長** 施設等につきましては、そういう改修計画をきちっと出していただきたいというご意見がありますもんですから、しかしそれできますか。

○**榎本政規委員** だから、例えば何年度に何をするんだなんていうことでなくて、こういう改修計画があるんだよという、ここはこう直していかなければならないだよという、今例えば鶴岡市の市営住宅そうでしたし、この前ちょっとお聞きしたのは、富樫議員さんもおられますけども、温海町の水道の管がまだ石綿セメント管を使われているところがあるんだというようなことなものですから、その辺何かもすべて、合併

の中に入ってこないで、合併した後に実はこういうのあるのだと言われるよりも、そういう計画は事前に各分科会の中ですり合わせをしながら、こういう計画があるんだということをやっぱり出さなければならぬものは出しておいたほうがいいのではないかなと思います。第三小委員会だけではなく、新規計画なんていうのではなくて、今既存のやつをどう長持ちさせるか、どう改修しなければならないかという改良計画とか、改修計画というのは当然あるんだろうと思います。

○菅原 元委員長 その部分はまず事務方で検討をしていただきたいと思います。ほかにございませんでしょうか。

(「なし。」という声あり)

○菅原 元委員長 それじゃ、ちょうど4時でございますので、ここで若干5分間くらい休憩をしたいと思います。

(休 憩 午後4時00分)

(再 開 午後4時08分)

○菅原 元委員長 それでは、再開をいたしたいと思います。

イ 一部事務組合等の取扱いについて

○菅原 元委員長 先ほどの全体の法定協議会の中で説明がありましたけども、イの一部事務組合等の取扱いですが、この第三小委員会では月山水道企業団の取扱いを協議することになっております。この月山水道企業団の取扱いにつきまして、調整内容等につきまして事務局から説明を願いたいと思います。

○土田宏一事務局調査計画主査 それでは、一部事務組合等の取扱いということで、先ほど法定協議会のほうで全体的に内容及び調整内容を説明いたしましたので、繰り返しのようになりますが、ポイントのみ説明を申し上げます。

この第三小委員会では、月山水道企業団の取扱いについて協議をしていただきます。月山水道企業団につきましては、本日配付の資料をご覧になっていただければ概要がおわかりかと思いますが、藤島町と三川町で構成する一部事務組合で、藤島町と三川町、それから鶴岡市の一部の区域において上水道事業を行っております。合併に際しての調整内容でございますが、配付の資料のとおりで、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務事業及び財産を新市に引き継ぐとの調整であります。なお、企業団の職員についても、資料のとおり一部事務組合の職員は、合併市の職員として合併時に任命するという調整内容になっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○菅原 元委員長 それでは、今事務局から説明ありましたけども、月山水道企業団の取扱い、調整内容について委員の皆さんからご意見等をいただきたいと思います。

いいですか、特にありませんか。

(「はい。」という声あり)

○菅原 元委員長 それでは、調整案のとおりといたしたいと思います。

ウ 第三セクターの取扱いについて

○菅原 元委員長 それでは、次にウの第三セクターの取扱いを協議いたしたいと思います。この第三小委員会では、鶴岡再開発ビル株式会社と赤川スポーツランド株式会社、社団法人月山畜産振興公社の三つの第三セクターの取扱いを協議することになっております。第三セクターの取扱い等の調整内容につきまして、事務局から説明を求めたいと思います。

○土田宏一事務局調査計画主査 第三セクターの取扱いについてですが、これも先ほどの一部事務組合等の取扱いと同様に、全体的に内容及び調整内容について法定協議会で説明をいたしておりますので、繰り返しになりますが、ポイントのみご説明をいたします。

今委員長が言われますように、三つの第三セクター、鶴岡再開発ビル株式会社、赤川スポーツランド株式会社、社団法人月山畜産振興公社、三つの団体の取扱いについて協議をすることになります。この三つの第三セクターの組織や経営の概要については、配付の資料のとおりになっております。また、調整内容については、先ほど法定協議会で説明申し上げました資料の前段部分の記載のとおりになっております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

それでは、第三セクターの取扱いについて、皆さんからご意見等をいただきたいと思ひます。どうでしょうか、ご意見等ありませんでしょうか。

○榎本政規委員 先ほど温海町長さんが言われたとおりなんじゃないかと思ひます。ここに書いてあるとおり、当面従来どおりとするということですけども、やっぱり首長の皆さんがどう判断して、どうこれを新しい合併の中に入れていくのかということ、代表取締役とか、それから理事長になっているのがほとんど行政のトップの方々ですので、その辺はどうすべきなのか、どうしていきたいのかというものをきちっと首長さん方が考えていくべきものだろうし、今すぐじゃこれをなくするというわけにもいかないわけです。統廃合するというわけにもいかないし、ここに書いてある以外に我々がどうしろこうしろと言えるようなことはないんじゃないかと私は思ひます。

○菅原 元委員長 ただ今榎本委員からはそのようなお話がござひますけども、それでは先ほど事務局のほうから説明ありましたような調整案でよろしいでしょうか。

○大瀧常雄委員 今の榎本委員の意見を附して、そういう形でやれと。今ここで内容がどうだかというのもよくわからないし、そういった意味で今榎本さん言ったような、

そういった意見も附して…。

○呼野祝二委員 月山畜産振興公社の関係で、範囲が庄内一円です、放牧希望農家は。その辺からして、今お話ありましたようにこの振興公社の場合は、町とJAとの絡みが非常に、というのは理事長が助役になっていますが、大久保鉄夫氏が副理事長か。とにかくこれ主な業務の中にも食堂部門もあるし、それから放牧も広域になっているし、いろんな面でトップの考え方がいろいろあると思いますので、今お話ありましたような形で当面従来どおりでいく要素が非常に強い事業なのではなかろうかなと。何か会長が言ったサテライト方式というか、あれの一部に該当するのではないかなという感じも持っています。その辺のところ、これからの進め方大変なのかなと、そんな感じ受けます。

○富樫達喜委員 再開発ビルとか、スポーツランドというのは、やっぱり今のままでは経営が先行き困難だという解釈に立っていいわけですか。

○志田 忠建設部会員 鶴岡市の都市整備課長の志田でございます。再開発ビルについてお話をいたします。今のままでは経営が困難なのかというお話でございましたので、状況だけご説明申し上げます。

資料の2枚目のほうに法人の状況がございまして、ご質問の趣旨として非常に厳しいというご認識の基かなというふうに思いますが、そこに書いてある状況でございまして、昨年の5月に15年度の株主総会が行われてございまして、そこで山新にその辺の状況が報じられてございまして、その報じられている内容の範囲内でお答えをいたしたいと思っておりますが、マリカ東館を賃貸する形でこの会社の経営を行っているという会社でございまして、小売業の状況、商業環境が非常に大きく影響していることがございまして、特にバブル崩壊後におきましては商業環境が随分変わっている。特に大規模な店舗展開が例えば同じ系列でございまして、イオンさん自体におきまして、三川に進出をされるとか、さらには新たな店舗展開もございまして、同じ企業グループの中でもそういう企業戦略の中で店舗展開が行われている。さらには別の企業につきましても、鶴岡市周辺部において大規模な店舗をロードサイドなんかで展開をするということがございまして、特にジャスコ駅前店となつてございまして、この商業環境につきましても、総体的にやっぱり落ち込んでいるという状況がございまして、そこに書いてございまして、14年度におきまして、山新の平成15年5月28日号でございまして、営業収入が1億8,200万円に對しまして、営業費用がちょっとかさんでございまして2億1,100万、経常損失が4,260万を計上しているというようなことがございまして、約5億9,700万が累積損失というふうな計上になってございまして、ただし、それをもってもう立ち行かないのかという形に一概には私ども結びつかない、直結するものではないというふうに考えておりました、今後のイオンの動向、店舗展開がどうなるのかという中で、鶴岡店がどうなる、そこの一連の中でマリカ東館の営業収益、再開発ビルの収益がどうなるかを見極めなければいけないというふうに思っておりますし、さらには鶴岡駅前という立地特性を踏まえて、再開発ビルが所有している床、ここの利用を今の商業的な利用だけでいいのか、もしくは改めて新市の拠点となるような可能性も探らなければいけないのかと

というようなことを踏まえて、見極めていく必要がある。その中で今ご質問なられたような点につきましては、そういうふうに検討しながら対応してまいりたいと考えております。

○**長谷川政敏都市計画・都市整備・建築分科会長** 赤川スポーツランドの関係につきまして、鶴岡市の都市計画課長でございますけども、ご説明を申し上げます。

赤川スポーツランドにつきましては、市民ゴルフ場の経営でございますが、この長引く不況もございまして、民間のゴルフ場もかなり厳しい経営環境にあるというふうにお聞きしております。それで、赤川スポーツランドの経営状況につきましては、資料にもありますけども、第15期の損益計算、平成14年の4月から15年3月までの損益計算におきましては、経常損失が210万出てございます。それで、今年度の見込みですけども、社員一同経営努力をいたしまして、今年度は経常利益を計上することができるのではないかなというふうな見込みを立ててございます。しかしながら、ゴルフ人口の低迷あるいは景気の低迷等、この先なかなか厳しい状況だと思っておりますけども、経営改善に向けまして取締役員及び社員一同努力してございますので、担当といたしましては、その辺を十分見ながら適切な指導をして経営に協力、順調に継続をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○**富樫達喜委員** こういう高度なものを判断求められても、我々がどうこう言えません。

○**榎本政規委員** 再開発ビルは鶴岡の議会でも頭の痛いところでして…。

○**菅原 元委員長** ほかにございますでしょうか。

(「なし。」という声あり)

○**菅原 元委員長** それでは、先ほど大瀧委員からも話がありましたけども、榎本委員から出された内容を附してまずこの調整案でいくということでした承していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**菅原 元委員長** どうもありがとうございました。

それでは、3の(1)相違点の調整につきましては、これで協議を終了したいと思います。

(2) 新市まちづくりのビジョン4 (新市の主要施策) について

○**菅原 元委員長** それでは、(2)の新市まちづくりのビジョン4でありますけども、新市の主要施策につきまして議題としたいと思っております。

先ほど全体の内容につきましては、法定協議会の中で説明がございましたが、この第三小委員会といたしましては、委員の皆様からご意見がありましたことをまとめてい

きたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それで、この第三小委員会といたしましては、1の美しく快適な南庄内らしい基盤整備についてという中でのお話、3の誇れる文化の継承・発展と交流の拡大、それに4の地域資源を高度に生かした新しい産業の創出等のことにつきまして議題となっておりますので、これらにつきまして皆さんからご意見あるいはご提言をいただきたいと思ひます。

初めに、1の美しく快適な南庄内らしい基盤整備についてのご意見あるいはご提言をいただきたいと思ひます。

○**榎本政規委員** こんなささいなことと言われるかもしれないですけども、まちづくりビジョンの1で、これは4なわけですけども、仮称で出羽庄内に多様性が生きということを行っているのであれば、改めてここで美しく快適な南庄内なんて言わないで、ここだって出羽庄内とすればいいんじゃないかと思うんですけども、文章上の問題だけでも、片方では出羽庄内と言って、今度ここでは南庄内という言葉で、確かどこかにも庄内南部とは書いてあったと思ひたんですけども、文章上の問題だからそこまで言わなくてもいいのでないかと言われるればそれまでだけでも、文言というのは統一性があつたほうがいいのでないかという気がしますが、これは私個人的な考えです。

○**菅原 元委員長** ただ今の新市のまちづくりビジョン1の関係で、出羽庄内ということで文言が変わつたわけですけども、そのことにつきまして統一をしたほうがいいのではないかというご意見でございますけれども。

○**土田宏一事務局調査計画主査** 全体的なこともございますので、ただ今のご意見を持ち帰つてもう一度検討させていただきますので、よろしく願ひいたします。

○**富樫達喜委員** ずっと全体的でいいのか。

○**菅原 元委員長** まず一つずつ、1の美しく快適な南庄内らしい基盤整備ということで、このことについてのご意見あればいただきたいんですけども。第三小委員会では三つあります。

(何事か言う声あり)

○**菅原 元委員長** 7の冬季間の安全を確保するための幹線道路という部分もそうですね。

今のところ1番のことで、何かご提言等いただければ。

(「いいです。」という声あり)

○**菅原 元委員長** それじゃ、3の誇れる文化の継承・発展と交流の拡大についてのご意見等いただきたいと思ひます。

○菅原 元委員長 素案ですので、これでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次の4の地域資源を高度に生かした新しい産業の創出についてご意見等いただきたいと思います。

○富樫達喜委員 この中で農業の安全で安心な農産物の供給という表現、あまりにも当たり前すぎるんだ。これは昔から言われていたことであって、最近じゃあ安全で安心なものは何だということ、これはトレーサビリティのしっかりしたものという、もっとインパクトを持たせたほうが私はいいのではないかなと思います。

○菅原 元委員長 事務局どうですか、今の文言につきまして。

○富樫達喜委員 検討してみてください。

○鈴木喜一郎農林水産部会副部長 確かに安全、安心というのは、県の農業条例から始まりまして、この安全というのがかなり使われているわけですが、まだしかしこのものがきちりいっているかという点からそうでもない状況にもございますから、この文言に安全、安心という形になって、提案をしているという内容でございます。なお、皆さん方の中でいろんな手法がこれまでのこの小委員会でご検討なされてまいりましたので、ご検討願えれば幸いです。

○富樫達喜委員 事務局段階でもう一度検討してみてください。それでいいです。

○大瀧常雄委員 消費者に理解を求めるということでは、やっぱりこれは安全、安心という言葉に記載したほうが、我々農業者から見れば聞かれるかもしれないけども、やっぱり消費者という立場から見れば、この文言が入ってもいいのではないかと私は思います。

○菅原 元委員長 富樫さんの意見は検討してみてくださいということですので、よろしくをお願いします。

これでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほどお話ありました7の関係では。

(「このままでいい。」という声あり)

○菅原 元委員長 それでは、7もこのような文言で入れていただきたいと思います。

それでは、委員の皆さんからこのほかに全体的にご意見がありましたら、この場でお願ひしたいと思います。何かありませんでしょうか。

○井上時夫委員 我々は議会を代表して来ているわけですが、これに関してはまだうちのほうは議会のほうにコピーして渡すには渡したけども、意見を集約していないもんだから、この今決めたやつはあと全然しないで、すぐ上に上げるのかどうなのか。議員から聞いたのを違うのがあれば、もう一回ここで意見を出す機会があるのかないのか、その辺。

○菅原 元委員長 それで、この間事務局とも話しましたけども、それぞれの市町村で今月の2日前後にそれぞれ議会の全員協議会等をして、これら調整項目の内容につきまして議会に説明をしたわけですし、それらの意見も後日のこの専門小委員会でご意見として出していただいて、それらを皆で協議したいなと思っていますけども、事務局にその辺説明をお願いします。

○土田宏一事務局調査計画主査 1点目でございますが、今の新市建設計画につきましてですが、先ほどの法定協議会のほうでも説明を申し上げましたが、ビジョンなり理念、それを受けての目標、今回主要な施策とこれに引き続きましてこの主要な施策、目標を実現するための主要な事業を具体的に掲載をしていくと。そして、財政計画も含めてでございますが、新市計画全体をまとめるということにいたしております。その都度お出しをして議論をしていただくわけですが、今委員長さんが言われるように、それぞれの議会なり、それぞれの関係する団体等の意見といったものを十分取り入れて考えながら、最終的な新市建設計画としてまとめていきたいというふうに考えております。

それからもう一点、事務事業調整におきまして、そのようなことはないかという委員さんのお話でございますので、前回と今回2回にわたりまして重要事務事業についてご協議いろいろいただきました。その都度調整案についてこの小委員会としてのその時点でのご意見のまとめという形はいただいたわけですが、先ほど言いましたような各市町村の議会なり、関係する団体等の意見といったものが別の形で出るとすれば、それはそれなりにもう一度ここで議論をしていただいているのではないかなというふうに考えていますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○菅原 元委員長 そういうことで、またいろいろな意見がありましたらこの場で協議していききたいと思いますので...

○井上時夫委員 そうすると次回は。

○菅原 元委員長 この後説明していただきますので。
ほかにありませんでしょうか。

○鈴木正士委員 これは合併協議会の中で聞けばよかったのですが、ちょっと忘れてし

まったんですが、行財政改革の推進云々という説明の中に、本所、支所の関係をうたっています。これだんだん文書が住民の方へ出ると思うのですが、支所という呼び名というのは、これ決定したんですか、あるいはまだでしたか。例えば今の町村の事務所が出張所になるのか、支所と呼ぶのか、支庁と呼ぶのか、その辺のこれないままにここに支所、本所とうたっているもんですから、その辺どうなのか。

○**土田宏一事務局調査計画主査** 今回事務事業調整という形で、2,521項目の内容のものを一覧としてお出しをいたしました。その際に申し上げましたが、まだ調整内容が固まっていないものということで、未掲載のものの一覧も出させていただきます。その中にもきょうお話をいたしました一部事務組合、第三セクター、それから先ほど法定協議会でもお話がありました、組織体制のこと、それから職員の取扱いのこと、まだ未掲載のところ支所、出張所、これらのものについても取扱いについてはまだ調整案が決まっていないということでお出しをしております。なおかつ支所、出張所ということについては、一般的な合併市の協議の内容の言葉ということで使わせていただいております。それが総合支庁だったり、庁舎だったり、様々な言い方が考えられますが、それは調整案の際にいろいろ委員の皆様からご協議をしていただくということになるかと思えます。

もう一点、先ほどちょっと説明が不足しておりましたが、この小委員会での意見のまとめをすると、それを全体の法定協議会のほうにご報告をするということにしております。というのは小委員会のほうにそれぞれの代表の方が議会から、それから有識者の方が全部バランスよく入っているわけでもないということも合わせ、それから委員全体で調整内容を検討するということも当然必要だということから、ここでの小委員会のまとめを法定協議会に報告をして、全体で協議をするということになっておりますので、先ほどの各議会から、それから各団体からの意見がひょっとしたらこの専門小委員会で再度お話するという形のものもあるかもしれませんが、法定協議会の中で全体的にお話するといったほうがかえって話がしやすいというものもあるかもしれませんので、一概にここだけでもう一度再協議ということではなく、ケース・バイ・ケースでご意見をいただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

○**呼野祝二委員** 全然関係ありませんが、先ほど法定協で3月7日何か合併協議会をやるというふうなことをちらっと説明しておったようですが、3月は特に何かいろんな行事があると思いますので、3月の開催日程わかりましたら、予告できませんか。

○**菅原 元委員長** 後ほど事務局のほうから日程については説明してもらいたと思いますので。

○**呼野祝二委員** そのときで結構です。

(3) その他

○**菅原 元委員長** それでは、その他で何かありませんでしょうか。

(「なし。」という声あり)

○菅原 元委員長 それでは、以上で3の協議は閉じたいと思います。いろいろと皆さんから貴重なご意見等ありがとうございました。

以上をもちまして、この第三小委員会を終わりますけども、閉会に当たって事務局のほうから日程等の説明をしながら閉会をしていただきたいと思います。

○土田宏一事務局調査計画主査 じゃ、先ほど会議の予定というご質問ございましたので、今の段階でわかる範囲でお願いをいたします。

2月17日法定協議会は10時から、専門小委員会は13時から出羽庄内国際村という形で会場を予定をいたしております。

それから、2月27日合併協議会は10時30分から、専門小委員会は13時30分から温海町でという予定をいたしております。

それから、3月7日合併協議会は1時から、それから専門小委員会は3時から朝日村でというような予定をいたしております。

これはあくまでも予定ということでございますので、今後の協議によりましては、多少日程が変更になったり、1回程度、2回程度増えることもあり得るかと思えます。今委員の意見ありましたように、年度末の多忙な時期でございますので、日程等を十分調整して進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4 閉 会（午後4時42分）

○菅原 元委員長 それでは、以上で閉会いたします。どうもご苦労様でした。